



NEWS

THE TETSUJIN NEWS

株式会社東部がお届けするインフォメーション・レター

発行所 株式会社東部鉄人ニュース事務局
神奈川県相模原市緑区下九沢 1509-4
TEL.042-764-4128
FAX.042-762-9593
編集 鈴木明子
http://www.tobu21.co.jp

Vol.11
2011
4月号

つねに時代の先へ新技術と新発想でお応えいたします!

このたびの東北関東大震災におきまして、亡くなられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された皆様、そのご家族の方々に心よりお見舞い申し上げます。また、被災地の一日も早い復興を心より祈念申し上げます。

株式会社 東部 代表取締役 鈴木 郁男

自社一貫体制だから出来る...高いコストパフォーマンス

工法	LC-PILE 工法
工事名	(仮称) 某擁壁工事
施工地	東京都
用途	土留壁



心より感謝いたします。



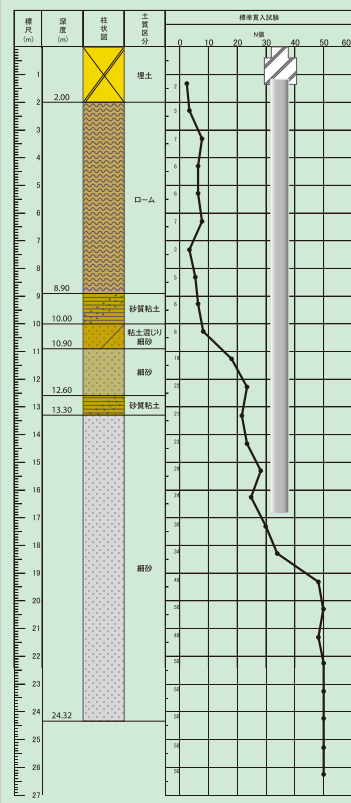
☆感謝
ご採用いただき誠に有りました。

(仮称) 某擁壁工事

杭の種類 φ355.6 mm L=12.0m ~ 21.0m 257set

本物件は閑静な住宅地に建設される土留壁、L型擁壁の基礎杭工事です。今回は従来の羽付鋼管杭ではなく、**ストレート型杭**を採用した為、N値25以上の安定した砂質土層への貫入と確実な支持力を求める事が課題となりました。支持層への貫入に関しては、**当社保有e-pile工法の特徴を生かし**、先端に菱形孔を設けた一部開放型としたことにより、掘削性能があがり計画杭長通り打設をする事が出来ました。また、支持力確認方法については、打ち込み工法の基づく告示式算定方法に則った形で支持力試験をし、求められていた支持力以上を確認する事が出来ました。施工にあたっては、搬入路の仮設計画を、元請様、造成業者様にご協力して頂き無事工事をする事が出来ました。

ボーリング柱状図



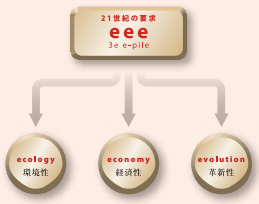
環境性、経済性、革新性で選ばれる「e-pile」。

国土交通省大臣認定工法



3e

e-pile工法は鋼管杭の特徴である長い支持力性、安全性、高品質、短工期などの優位性の他、**3e**をテーマとしたecology (環境性)、economy (経済性)、evolution (革新性)を兼ね備えた21世紀型の最良工法です。



エコマーク認定

e-pileはエコマーク認定商品です。「エコマーク認定」は、財団法人日本環境協会が商品の環境性能を評価し、「環境保全」に役立つものとして厳しい審査をクリアしたもののだけが与えられる称号です。



エコマーク認定番号
第08 131 022号

鋼管杭基礎総合メーカー

Tobu, 株式会社 東部

http://www.tobu21.co.jp



鋼管杭基礎総合メーカー

Tobu, 株式会社 東部

http://www.tobu21.co.jp

- 本社
〒252-0134 神奈川県相模原市緑区下九沢 1507-5 TEL.042-762-4739 FAX.042-762-8971
- 地盤評価センター
〒252-0143 神奈川県相模原市緑区橋本6-5-10 中屋第2ビル5F J号室 TEL.042-775-6303 FAX.042-775-6304
- 施工管理センター
〒252-0134 神奈川県相模原市緑区下九沢 1507-5 TEL.042-762-4739 FAX.042-762-8971



エコポイントの活用による 「東北地方太平洋沖地震の被災地支援寄附 (義援金)」の追加について

地球温暖化対策の推進及び経済の活性化を図るために実施する「エコポイントの活用による環境対応住宅普及促進事業」(以下、「住宅エコポイント事業」という。)において、東北地方太平洋沖地震の被災地を支援するため、エコポイントの交換商品に、「東北地方太平洋沖地震の被災地支援寄附(義援金)」を追加することとしましたのでお知らせします。



● お問合せ先

住宅エコポイント事務局
 ・HP <http://jutaku.eco-points.jp/>
 ・電話 0570-064-717 (有料)(9:00 ~ 17:00、土日祝含む)
 ※IP 電話・PHS からのお問い合わせ
 申請前の方：03-5911-7803(有料)
 申請後の方、ポイント通知ハガキ
 (住宅エコポイント発行・交換状況のお知らせ)：03-5911-7804(有料)

● 内容

この度、住宅エコポイント交換商品に「東北地方太平洋沖地震の被災地支援寄附(義援金)」を追加し、住宅エコポイントの交換を、東北地方太平洋沖地震の被災地を支援するための寄附として受け付けることとなりました。寄附に交換されたポイントは、ポイント分相当額(1点=1円換算)を、住宅エコポイント事務局から日本赤十字社(<http://www.jrc.or.jp/>)に、義援金として全額寄附します。

なお、日本赤十字社へ寄附された義援金は、全額が義援金配分委員会(都道府県、日本赤十字社等から構成される委員会)に送金され、その後、同委員会で立てられた配分計画に基づいて被災地域へ届けられることになります。

● 今後の予定

交換申請受付は、平成 23 年 3 月 29 日(火)より開始します。受付期間については、日本赤十字社の義援金取扱期間(平成 23 年 9 月 30 日まで)を踏まえて決定いたします。また、地震災害におけるボランティア・NPO 活動支援に対する代表的な公的機関を通じた寄附の実施についても現在検討中であり、近日中に住宅エコポイント事務局のホームページ上でお知らせいたします。なお、詳細は住宅エコポイント事務局のホームページ(<http://jutaku.eco-points.jp/>)をご覧ください。

問い合わせ先/国土交通省住宅局住宅生産課

ワンポイント 節電対策

家庭において

(1) 全体

不要な照明の消灯など、不必要な電気の使用を止める。
 エアコンやテレビ、パソコンなどの家電製品を、「省エネモード設定」にする。
 エアコンやテレビ、パソコンなどの家電製品の未使用時には、プラグをコンセントから抜く。

(2) エアコン

着衣等を工夫し、エアコン等の暖房温度を緩和する。
 (冬場の暖房温度の設定温度は、20 度を目安とする。)

(3) 冷蔵庫

季節に合わせて「設定温度」を調節する。
 (例 周囲温度が 22 度程度の場合、冷蔵庫の設定温度を「強」から「中」にする。)ものを詰め込みすぎない。

(4) 照明

白熱電球を、電球型蛍光灯や LED 電球に交換する。

(5) その他の電気製品

電気カーペット：設定温度は「強」から「中」にする。
 電気ポット：長時間の保温はやめる。

(6) 購入時の取組

「省エネラベル」を参考に、省エネ性能の高いものを選択する。

事業所において

(1) 全体

「不用な機器の電源オフ」の徹底。(プラグをコンセントから抜くなど)

(2) OA 機器

パソコンの不要時、離席時の電源オフ。パソコン等、OA 機器の省エネモード設定。

(3) 照明

昼休み等や不用時の照明・空調の停止。
 共用部照明の間引き。
 ネオンサインや看板の消灯。
 窓際での自然光利用による照明の消灯。
 営業前後の不要照明の消灯。
 バックヤードのこまめな消灯。

(4) 空調

室内湿度の適正化。(外気の適正利用)
 空調の就業前予熱時間の短縮や余熱利用による早目の空調停止。
 厨房等の過度な換気の適正化・駐車場換気の不要時の停止。
 空調・換気フィルターの清掃。

(5) その他

便座ヒーター等の停止。自動販売機の照明停止。
 節水の徹底。冷凍ショーケースのナイトカバー利用 など



経理マンが行く



3月を決算期を迎える会社様が多いのではないのでしょうか。通常の業務に加え、決算に向けた準備も本格化していくこの時期に、事務暦をお役立てください。

1. 経理・税務 事務暦

- 03月31日…個人事業者の21年分の消費税・地方消費税の確定申告の申告期限
 ・1月決算法人の確定申告期限→法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人事業所税・法人住民税
 ・1月・4月・7月・10月決算法人及び個人事業者(22年12月分)の3月ごとの期間短縮に係る確定申告の申告期限→消費税・地方消費税
 ・法人・個人事業者(22年12月分および23年1月分)の1月ごとの期間短縮に係る確定申告の申告期限→消費税・地方消費税
 ・7月決算法人の中間申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税)→半期分申告期限
 ・消費税の年税額が400万円超の4月・7月・10月決算法人の3月ごとの中間申告の申告期限→消費税・地方消費税
 ・消費税の年税額が4,800万円超の12月、1月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告の申告期限→消費税・地方消費税
- 4月1日現在で給与の支払を受けなくなった者があるときは4月15日までに関係の市町村長に届出→給与支払報告に係る給与所得者異動届出
- 4月11日…3月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付期限
- 5月2日…公共法人等の道府県民税及び市町村民税均等割の申告期限
 ・2月決算法人の確定申告→法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人事業所税・法人住民税の申告期限
 ・2月・5月・8月・11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>の申告期限
 ・法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)の申告期限・8月決算法人の中間申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税)…半期分の申告期限
 ・消費税の年税額が400万円超の5月・8月・11月決算法人の3月ごとの中間申告(消費税・地方消費税)の申告期限
 ・消費税の年税額が4,800万円超の1月・2月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告(12月決算法人は2か月分)(消費税・地方消費税)の申告期限
- 4月中において市町村の条例で定める日
 ・軽自動車税の納付期限
 ・固定資産税(都市計画税)の第1期分の納付期限
- 4月1日から20日又は最初の固定資産税の納期限のいずれか遅い日以後の日までの期間
 ・固定資産課税台帳の縦覧期間
 ※掲載しているスケジュールが急に変更される場合もありますので、必ずお近くの税務署などにご確認ください。